



平成25年10月15日

都市局街路交通施設課

平成25年度先導的都市環境形成促進事業「先導的都市環境形成促進
モデル事業(交通分野)」に関する提案の募集(第二次)について

我が国では、CO₂ 総排出量の約2分の1が主として都市活動に起因していることから、都市政策として環境対策に取り組むことが急務となっており、市街地における公共交通の利用促進や自動車利用の抑制による自動車交通分担率の低減などを効果的・効率的に推進する必要があります。

国土交通省では、自動車流入を抑制する街区づくりや環境負荷の低減に資する都市内の交通手段導入など、交通分野のCO₂ 削減に資する取り組みを推進する「先導的都市環境形成促進モデル事業(交通分野)」の提案について、平成25年度の第2回目の募集を開始します。

【事業の概要】

- ・先導的都市環境形成促進モデル事業(交通分野)

地方公共団体等事業主体が先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自動車流入を抑制する街区づくりを実施する事業又は環境負荷の低減に資する都市内の交通手段を導入する事業に対し、その費用の一部を補助するものです。

【応募期間等】

平成25年10月15日(火)から11月29日(金)までに各地方整備局等(募集要領参照)に提出。

【添付資料】

事業の概要

※募集要領等の関連資料は、以下の国土交通省HPを参照

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000012.html

【お問い合わせ先】

国土交通省 都市局 街路交通施設課 服部 江澤

(代表)03-5253-8111 (内線)32-812/32-854 (直通)03-5253-8417

(FAX) 03-5253-1592

<補助対象>

低炭素まちづくり計画又は都市・地域総合交通戦略に基づき実施される以下のまちづくりによる都市の自動車からのCO2排出量削減に資する事業パッケージ

- ①自動車流入を抑制する街区づくりによる自動車交通分担率の低減
自動車流入抑制対策、トランジットモール化等
- ②環境負荷の低減に資する都市内の交通手段の導入による自動車利用からの転換
コミュニティサイクル、超小型モビリティシェアリング等の新たな都市内交通手段の導入

<補助事業者>

地方公共団体、都市再生機構、民間事業者等※

<補助率>

直接補助: 1/2

間接補助: 1/3

※民間事業者へのモデル事業支援については、補助基本額を補助対象事業費の23%とする。

